資料４

知的財産推進計画2025に向けた取組等について

令和6年12月16日

内閣府　知的財産戦略推進事務局

アジェンダ

１．IPトランスフォーメーション

～新たな知的創造サイクルの構築に向けて～

２．生成AIと知的財産権に関する取組について

１．IPトランスフォーメーション

～新たな知的創造サイクルの構築に向けて～

①　今後の知財戦略の方向性

日本の競争力の現状

- 環境変化や主要国動向を踏まえて知財戦略を推進するも、日本の競争力は長期的に低落傾向
- グローバル化とデジタル化への遅れが顕著な課題。両課題解決への新たな発想転換が知財戦略でも必要

グローバルイノベーション指数（GII）ランキング

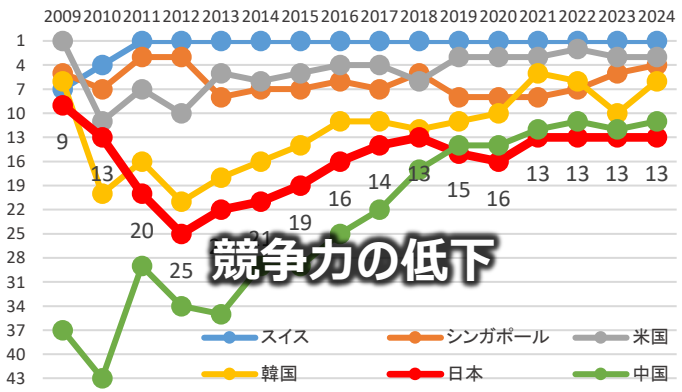

出典：WIPO「Global Innovation Index 2024」

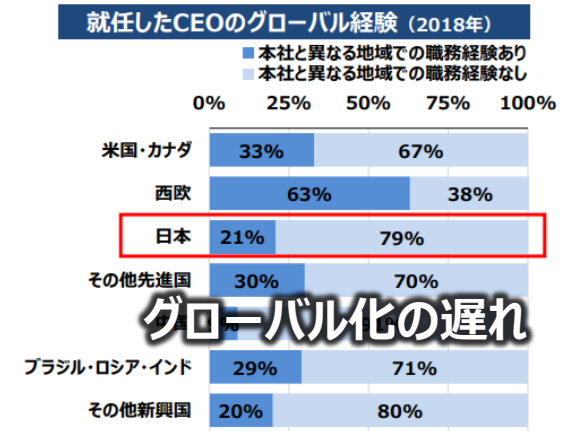

出典：経済産業省「経済産業政策新機軸部会（第3回）」資料4（2022年2月）

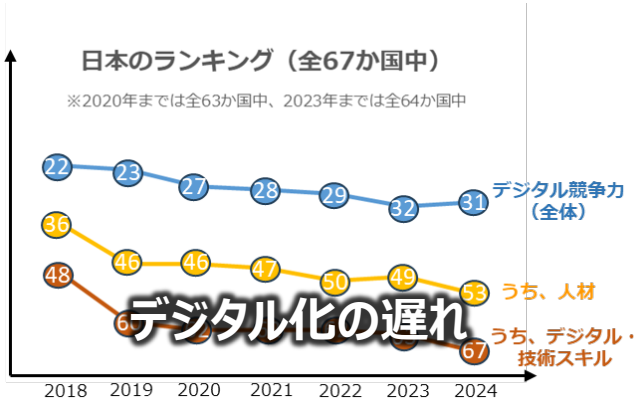

出典：経済産業省「デジタル時代の人材政策に関する検討会（第5回）」資料3-1（2022年3月）、及び、IMD世界デジタル競争力ランキング

- コンテンツ産業やクールジャパン関連産業は大きく発展。日本の国家ブランドや魅力は世界トップクラスに
- 他方、グローバルでの収益拡大については課題であり、知財マネジメント高度化の必要性

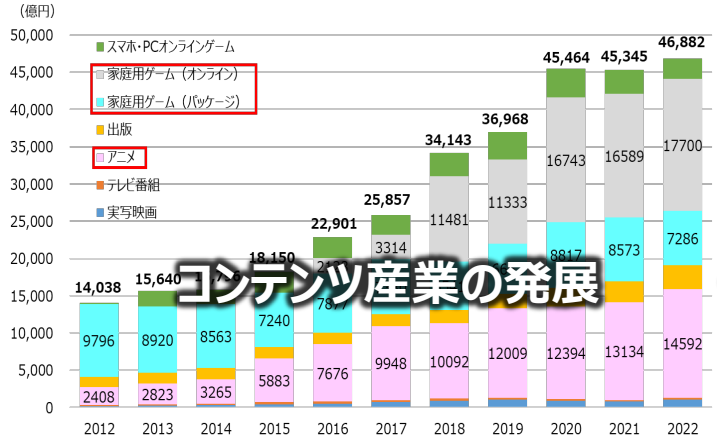

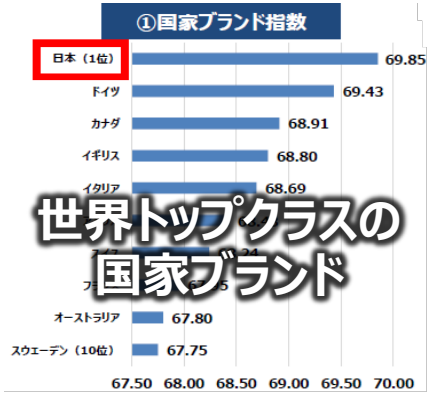

出典：内閣府「新たなクールジャパン戦略」（2024年6月）

出典：経済産業省「経済産業政策新機軸部会第3次中間整理参考資料集」（2024年6月）

今後の知財戦略の方向性

将来的には以下の環境変化も起きると想定（詳細は前回会議資料を参照）

①イノベーション人材の減少
人口減少に伴いイノベーション人材（知財創造人材）も減少見込み

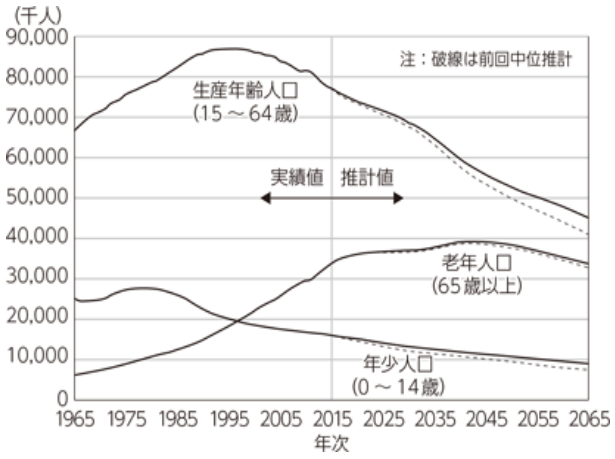

出典：総務省「情報通信白書 令和3年版」

②グローバル市場の成長
国内市場は頭打ちとなる一方、グローバル市場は引き続き成長

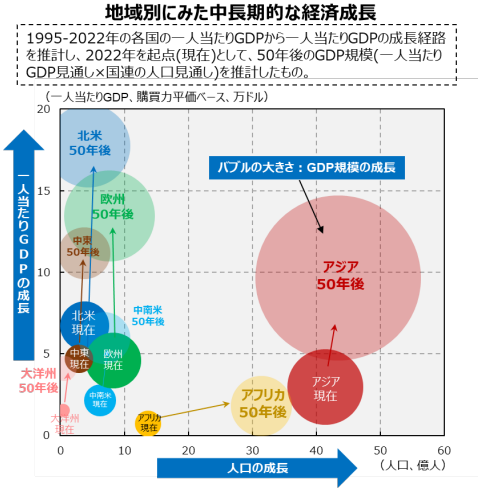

出典：経済産業省「通商白書2024」概要版（2024年７月）

③革新技術の進展
AI技術の急速な進展と社会経済システムへの大きな変革が見込まれる

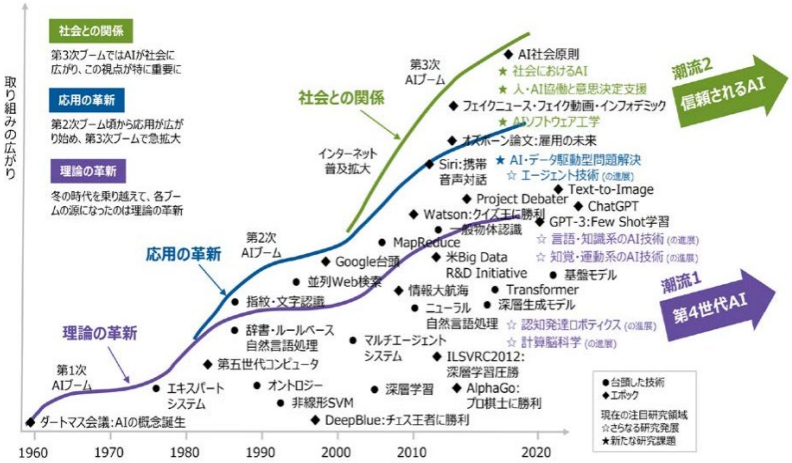

出典：科学技術振興機構研究開発戦略センター「人工知能研究の新潮流2」（2023年７月）

日本の競争力の現状（前頁）と将来の環境変化（上記）を踏まえた今後の知財戦略の方向性

日本の競争力の現状	将来の環境変化
グローバル化の遅れ	イノベーション人材減少
デジタル化の遅れ	グローバル市場の成長
コンテンツ・CJの発展	革新技術(AI)の進展

- イノベーションをリードするには国内のみでの対応はもはや限界。**グローバル知的資本の積極的誘引**（含 人材・拠点）、**AIの積極活用**等を前提に新たな知的創造サイクルを検討
- コンテンツ/CJ関連産業の発展に伴い向上する**日本の国家ブランドや魅力**を、日本の貴重な知的資本として再認識し、グローバル知的資本の**誘引にフル活用**

今後の知財戦略の方向性

新たな知的創造サイクル（案）

・世界は高付加価値経済に転換。付加価値の源泉は知的資本そのもの、知的資本の活用が問われる時代へ
・日本の知的資本（技術力、コンテンツ力、国家ブランド等）をフル活用してグローバル知的資本を誘引・集積するとともに付加価値創出にAIを積極活用。誘引したグローバル知的資本も巻き込みながらグローバル展開を強化
・グローバルでのマーケティングや収益最大化を強く意識した「創造」「保護」「活用」の強化

➡ **国内外の社会課題の解決を図る「新たな知的創造サイクル」の構築。**

知的資本（活用人材/拠点/知）

施策例

創造人材の強化・ダイバーシティの実現
ex. ダイバーシティの実現（含む、グローバル人材の取込み）
ex. 創造教育の一層の促進・博士人材の活躍
ex. 優先的な研究開発領域の特定・リソース投下
ex. クリエイター支援（労働環境等整備）

知財・無形資産投資の促進
ex. 知財・無形資産投資の可視化を通じた資金獲得の促進（企業・大学）
ex. 大学発知財の取扱いの明確化
ex. 経営と知財の一体化

国際的に求心力ある制度・システムの実現
ex. 知財制度のレビュー・強化の検討
ex. 外国語出願対応の強化
ex. 東南アジア諸国等への積極的な知財システムの普及

グローバル市場の獲得
ex. IP（コンテンツ）を核とする経済圏の確立
ex. 知財マネージメントの高度化（契約交渉・経営等）
ex. 標準戦略に基づく市場獲得

②イノベーション拠点としての競争力強化

イノベーション拠点としての競争力強化（総論）

目指す姿

○アジアにおける**一大研究開発拠点・イノベーションハブ**としての地位の確立。

○**知的資本（知、技術、資金）の国内への集積。**

○**知的財産・無形資産を最大限活用して成長する「価値創造大国」**へ。

→ **「コストカット型経済」から「高付加価値型経済」への転換**の実現。

課題と「対応強化」の方向性

＊　は、主に下部部会で議論頂く項目。

□ 人口減に伴う創造人材の減少
※発明集中年代は将来に亘って減少。国内人材の底上げ・グローバル人材の取り込みが課題。

□ 研究者数の低迷
※研究者にとって魅力ある環境整備（報酬・ダイバーシティ等）が課題か。

□ 研究開発費の伸び悩み／無形資産比率の割合の低迷
※知財・無形資産の価値を財務諸表と紐づけ、その重要性を語ることができる経営人材の少なさ。

□ 欧米に比して低い海外特許出願比率
※市場規模が影響か。イノベーションハブを支える特許制度・システムの強化。

＜創造人材の強化・ダイバーシティの実現＞
- ダイバーシティの実現（含む、グローバル人材の取り込み）
- 創造教育の一層の促進・博士人材の活躍
- 優先的な研究開発領域の特定・リソース投下
- クリエイター支援（労働環境等整備）

＜知財・無形資産投資の促進＞
- 知財・無形資産投資の可視化を通じた資金獲得の促進（企業・大学）
- 大学発知財の取扱いの明確化
- 経営と知財の一体化（特に、価値創造の牽引役としてが期待されるスタートアップへの知財戦略の組み込み）

＜国際的に求心力ある制度・システムの実現＞
- 知財制度のレビュー・強化の検討
- 外国語出願対応の強化　等

＜グローバル市場の獲得＞
- IP（コンテンツ）を核とする経済圏の確立
- 知財マネージメントの高度化（契約交渉・経営等）
- 標準戦略に基づく市場獲得

③AIの利活用による知的創造サイクルの加速化

AIの利活用による知的創造サイクルの加速化

目指す姿

○AIの利活用推進による**生産性向上・創造活動の迅速化**。

○日本に「強み」がある分野での**AI開発の促進**とこれによる**価値の創造**。

○獲得した経済価値の**創造活動への再投資**

→（人口減少下にあっても）**強靭な知的創造サイクルの構築**。

課題と「対応強化」の方向性

- **AIを利用した発明創作等の知財制度・運用上の考え方が不明確**
- **クリエイター・権利者の懸念**
- **生成AIの積極利用に慎重な傾向**

＜AI開発者との共同発明時の考え方の整理＞

- 発明創作に貢献した生成AIの開発者も貢献度によっては発明者になり得ることを確認し、AI開発者の地位を明確化することを検討。

＜クリエイター・権利者の懸念への対応＞

- 「AI時代の知的財産検討会」における考え方の普及・啓発の促進。
- 生成AIにおける俳優や声優等の肖像や声の利用・生成に関する法制上の考え方の整理。

＜AI利用による知的創造サイクルの加速化＞

- 知的創造活動への積極的な活用の推進

２．生成AIと知的財産権に関する取組について

1．知的財産推進計画2024（AIと知的財産権）

◆ 知的財産権の侵害リスクへの対応等については、**AIガバナンスの取組との連動が必要。**
◆ 関係府省庁の連携による**周知啓発**、関係者の垣根を超えた**共通理解の醸成**により、**幅広い関係者の主体的な取組を促進し、AI技術の進歩と知的財産権の適切な保護が両立するエコシステムの実現**を図る。

現状と課題

○ **AI技術の進歩**やAIの**マルチモーダル化**により、**知的財産権侵害リスクに対する懸念が増加。**
○ 知的財産権侵害リスクに対する懸念増加を受けて、**文化審議会著作権分科会法制度小委員会「AIと著作権に関する考え方について」**（2024年3月15日：文化庁）及び**AI時代の知的財産権検討会「中間とりまとめ」**（2024年5月：内閣府）を公表。
○ 安全性、公平性、透明性といった**AIガバナンス**の取組の中で、**AI技術の進歩と知的財産権の適切な保護が両立するエコシステム**の実現を目指し、AI開発者、AI提供者、利用者、権利者等の**関係者が、法・技術・契約の各手段を適切に組み合わせ**ながら、**連携**して**機動的**に取り組むことの必要性を確認。

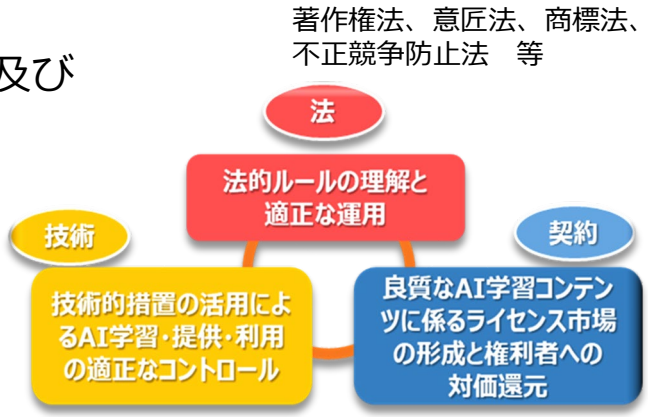

今後の予定（方向性）

○ **AI技術の進歩の促進と知的財産権の適切な保護が両立するエコシステムの実現**に向けて、**生成AIに関わる幅広い関係者による主体的な取組を促進**。
○ 各知財法と生成AIとの関係性の明確化等に向けた継続的な対応（**各知財法と生成AIの関係についてのわかりやすい周知**等）。

2．最近の動きと今後の課題（AIと知的財産権）

最近の動き（主な例）

日本国内の動き（民間の動き）

- 声優等の音声データを管理及びデータの追跡、透明性の確保を実現するための団体として、日本音声AI学習データ認証サービス機構（以下、AILAS）を設立（2024年6月25日）（https://ailas.or.jp/）
- 透明性を確保するため権利者から改編等の許可がある画像データのみを学習した画像生成AI「CommonArt β」をAI Picasso社が公開（2024年9月9日）（https://www.itmedia.co.jp/aiplus/articles/2409/09/news157.html）
- 多言語化したAI音声の世界展開に向けて青二プロダクションとAI音声プラットフォームサービスを提供するCoeFont社がパートナーシップを締結（2024年10月7日）
  （https://news.yahoo.co.jp/articles/bab77d5400e9b7a60af7c12c60d07579461fced4）
- 協同組合日本俳優連合等の３団体が音声生成AIへの声の無断学習やAI生成物の音声を使用する際に事前に許諾を求める等の声明を会見発表（2024年11月13日）
  （https://news.yahoo.co.jp/articles/db4575856961f2a2112ebea799e42d9ae6905a29）

外国の動き

- 米国著作権局は、著作権とAIに関する報告書の第1部を公表し、無許諾によるデジタルレプリカの意図的な頒布から個人を保護する連邦法を制定することを推奨（2024年7月）（https://www.copyright.gov/ai/）
- YouTube社は、歌声を模倣的に作出した生成AIコンテンツを自動検出する新たな技術（合成歌声特定技術）を開発したこと（2025年にパイロット・プログラムを計画）、顔を映したAI生成コンテンツを検出・管理できるようにする新技術を開発中であることを発表（2024年9月5日）（https://blog.youtube/news-and-events/responsible-ai-tools/）

日本政府における主な動き

- **AI技術の進歩の促進と知的財産権の適切な保護が両立するエコシステムの実現に向けて、 生成AIに関わる幅広い関係者による主体的な取組を促進**
  【文化庁】「AIと著作権に関するチェックリスト＆ガイダンス」を公表（令和６年７月）
  関係当事者間における（AI と著作権に関する関係者ネットワーク）コミュニケーションの実施
  （令和６年４月～：４回開催済み）
  【経産省】 コンテンツ制作のための生成AI利活用ガイドブックの公表（令和６年７月）
  【内閣府】 AI時代の知的財産権検討会「中間とりまとめ」の手引きを公表（令和６年11月）
- **知財法所管省庁における知財法と生成AIとの関係性の明確化等に向けた継続的な対応**
  【経産省等】肖像や声等の利用と不正競争防止法等との関係につき、考え方を整理
  【特許庁】 AI技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方について調査事業を実施しつつ検討

3．「AI時代の知的財産権検討会　中間とりまとめ」の手引きの公表

○ 内閣府知的財産戦略推進事務局では、**AI時代の知的財産権検討会「中間とりまとめ」**（2024年５月）のポイントを、権利者の視点から紹介し、解説するものとして、「**権利者のための手引き**」を作成・公表（2024年11月15日）。

○ この手引きでは、「中間とりまとめ」が示す **AIと知財が両立するエコシステム**の内容と、その実現のために**権利者に期待される取組事項例**を解説。あわせて、そのような取組を実践していく上で理解しておきたい　**①法的ルール、②技術による対応、③契約による対価還元**、の各手段のポイントを解説。https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/2411_tebiki.pdf

政府によるガイドライン等の概観

AIと知財・コンテンツ

内閣府／AI時代の知的財産権検討会

AI時代の知的財産権検討会「中間とりまとめ」

AIと知財に関する権利者向け手引き

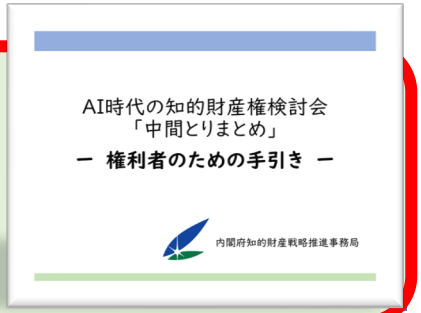

AIと著作権に関する考え方・手引き

文化庁／文化審議会著作権分科会法制度小委員会

文化庁 Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

「AIと著作権に関する考え方について」

AIと著作権に関するチェックリスト&ガイダンス

経済産業省（文化創造産業課）

経済産業省

「コンテンツ制作のための生成AI利活用ガイドブック」

生成AIの利活用ケースや留意点等を紹介

AI全般

総務省・経済産業省

総務省　経済産業省

「AI事業者ガイドライン（第1.01版）」

AIガバナンスの統一指針

「AI時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ」及び本手引きが示す考え方

生成AIと知的財産権の望ましい関係の在り方

法・技術・契約の各手段は相互補完関係

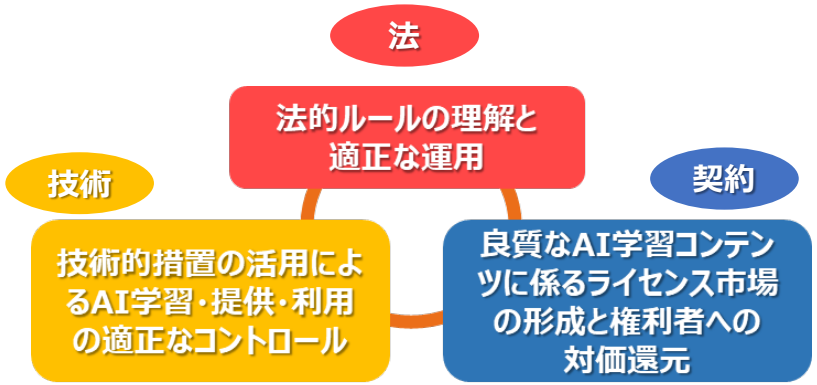

AIガバナンスの議論との連動

生成AIに対する懸念は、必ずしも知財法が保護対象として明記していないものの利用・生成に関する懸念（労力・作風等）等も、複合的に関わる

懸念等への対応策は、安全性、公平性、透明性といったAIガバナンスの取組の中で、**生成AIに関わる幅広い関係者**が、**法・技術・契約の各手段を適切に組み合わせながら連携して取り組む**ことが必要

AI技術の進歩と知的財産権の適切な保護が両立するエコシステムの実現

コンテンツ創作者にとって信頼できる開発者の下に良質なデータが多数集積し、高度な生成AIが開発・提供されることで、新たな創作活動につながる好循環

AI開発者、AI提供者、権利者（クリエイター等）、AI利用者（業務利用者・一般利用者）の各主体に期待される取組事項例を記載

権利者に期待される取組事項例

❶ 生成AIと知的財産権に関する情報の収集等

- 生成AIの仕組みや特徴の理解／生成AIと知財法に関する法的ルール等の理解

❷ AI学習との関係における必要な対応策の検討

(1) 積極的にAI学習用にデータを提供したい場合（オプトイン）

- 追加的学習（ファインチューニング）のため学習データを提供／ AI学習用データセット提供に関する契約締結／ 提供先以外によるAI学習用データ取得の回避の工夫

(2) 他者により自己データがAI学習されないようにしたい場合（オプトアウト）

- 「robots.txt」の記載／ 学習を妨げる技術の利用／ 自らが生成AIを開発・利用 等

【参考】AI時代の知的財産権検討会「中間とりまとめ」について

【開催趣旨】

○ 様々なAIツールが生み出され、普及していく中にあって、それらの開発・提供・利用を促進し、我が国経済社会の発展につなげていくためにも、生成AIの懸念やリスク等への対応を適切に行う必要がある

○ このことを踏まえ、AIと知的財産権等との関係をめぐる課題への対応について、関係省庁における整理等を踏まえつつ、必要な対応方策等を検討するため、「AI時代の知的財産権検討会」を開催

基本的視点

（1）産業競争力強化の視点
（2）AI技術の進歩の促進と知的財産権の保護の視点
（3）国際的視点

主な検討課題

Ⅰ．生成AIと知財をめぐる懸念・リスクへの対応等
・著作権との関係　　等

Ⅱ．AI技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方

委員構成

〔座長〕渡部俊也・東京大学執行役・副学長
未来ビジョン研究センター教授

＊ AI技術研究者、AI開発・ビジネス事業者、コンテンツ関係従事者、知財法研究者、法曹実務家を含む、計13名で構成
＊ オブザーバー：内閣府（CSTI）、文化庁、経産省、特許庁
法務省、総務省、公正取引委員会、外務省

開催経過

第１回（2023年10月4日）
・開催趣旨・背景
・本検討会において検討すべき課題

第２回（2023年10月18日）
・ヒアリング（JASRAC、日本知的財産協会、AI Picasso）
・議論

第３回（2023年11月7日）
・ヒアリング（日本マイクロソフト、日本新聞協会、特許庁）
・議論

第４回（2023年12月11月）
・ヒアリング（レベルファイブ、文化庁、経産省）
・意見募集結果公表　〔意見募集：10月5日～11月5日〕
・論点整理（議論の振り返り）

第５回（2024年１月26日）
・残された論点等について検討

第６回（2024年３月21日）
・ヒアリング（文化庁、経産省）
・横断的見地からの検討
・中間とりまとめ骨子（案）

第７回（2024年4月22日）
・中間とりまとめ（案）の検討

中間とりまとめ　公表　（５月28日）

AI時代の知的財産権検討会　中間とりまとめ

構　成

※AI技術の更なる進歩など、様々な前提の変化によって変わり得るところであるが、必要に応じて行う各所管省庁での更なる検討・議論にも資するよう、とりまとめたものである。

Ⅰ．はじめに
1．背景
2．現状（①生成AIの動向、②生成AI技術の概要、③生成AIをめぐる国際的動向）
3．検討課題（⇒検討課題Ⅰ及び検討課題Ⅱ）

Ⅱ．基本的視点
1．**産業競争力強化の視点**
2．**AI技術の進歩の促進と知的財産権の保護の視点**
3．**国際的視点**

Ⅲ．検討課題Ⅰ（生成AIと知財をめぐる懸念・リスクへの対応等について）
1．**法的ルール**（①著作権法との関係、②著作権法以外の知的財産法との関係）
2．**技術による対応**
3．**契約による対応**（対価還元の在り方）
4．その他個別課題（⇒知的財産法の視点から）
（①労力・作風の保護、②声の保護、③デジタルアーカイブ、④ディープフェイク）
5．**横断的見地からの検討**

法
技術
契約

Ⅳ．検討課題Ⅱ（AI技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方について）
1．AIを利用した発明の取扱いの在り方
2．AIの利活用拡大を見据えた進歩性等の特許審査上の課題

Ⅴ．おわりに　知財とAIガバナンスの観点を踏まえたエコシステムの実現に向けて、関係省庁連携による周知啓発やAI事業者等の各主体による取組促進への期待

検討課題Ⅰ（生成AIと知財をめぐる懸念・リスクへの対応等）

1．著作権／著作権以外の知財（意匠、商標、不正競争防止法）との関係　法

	著作権法	著作権法以外の知財
	文化審議会著作権分科会にて審議	
学習段階	● **原則として、許諾不要（30条の4）** **【例外】**（以下の場合は**許諾**が必要）　契約 ➢ **「享受目的」と「非享受目的」が併存** **（例）**学習データの創作的表現を出力させる目的 ➢ **著作権者の利益を不当に害する場合** **（例）**AI学習用に整理されたデータベース著作物	**意匠／商標／不競法（商品等表示・商品形態模倣）** ● **規制の対象外** **不競法（営業秘密・限定提供データ）** ● **営業秘密・限定提供データ**の**不正取得 又は不正取得したものの使用・開示**等は、不正競争防止法の**規制対象** ● **秘密保持義務を負わない事業者の提供する外部の生成AIサービスに情報を入力して、秘密管理性や限定提供性を喪失した場合などは保護の対象外**
生成・利用段階	● **著作権侵害の判断：〔類似性＋依拠性〕** ➢ **生成AI利用者**　⇒ **直接の侵害行為主体** ・ AI学習用データに既存の対象著作物が含まれる場合は、**依拠性が推認** ⇔ 学習データの創作的表現が生成されない　技術 **技術的措置**が講じられていることを主張することで、依拠性は否定される ➢ **生成AI事業者** ⇒ **侵害行為主体として責任を負う場合がある**　技術 ・ 例えば、既存著作物の類似物を生成する蓋然性の高さを認識しながら、その生成の**抑止措置**を取っていない場合は、責任の可能性が高まる	**意匠／商標／不競法（商品等表示・商品形態模倣）** ● **権利侵害（違法性）の判断：〔類似性〕** **（例外）**商品形態模倣規制は、〔実質的同一性 ＋ 依拠性〕 **【関連】AI生成物の保護について** ・ **人の創作を保護の前提としない「商標法」及び「不正競争防止法」**（商品等表示規制・商品形態模倣規制）は、**AI生成物も保護対象** ・ **人の創作を保護の前提**とする**「著作権法」及び「意匠法」**は、人の創作的寄与のない**AI生成物は保護の対象外** ➢ 他方、**AI技術の急速な進展による意匠制度・審査実務への影響等につき、今後検討が必要**

2．技術による対応　技術

● **考えられる技術例等**

- **AIが生成したコンテンツを利用者が識別できる仕組み**
  - AI生成物であること等の表示（例：電子透かし）
- **フィルタリング**
  - 類否判定／AI入出力抑制
- **自動収集プログラムによる収集を拒絶する技術**
  - 「robots.txt」の記載による収集制限
  - ID・パスワード等によるアクセス制限
    ⇒ **法律による担保**（不正アクセス禁止法）　法
- **画像に特殊な処理を施すことで学習を妨げる技術**
  - 学習を妨げるノイズを画像に付与
- **学習元コンテンツの個別追跡・除外の可能性**
  - 基本的に再学習が必要　等

3．対価還元の在り方　契約

● **考えられる方策例等**

- **追加学習（ファインチューニング）のための学習データ提供**
- **クリエイター自身が生成AIを開発・提供**
  - 生成物の利用条件等をあらかじめ明確にしておく必要
- **クリエイター自身が創作活動において生成AIを活用**
  - AI生成物の著作物性の有無や侵害回避の必要性等

● **権利制限規定の有無に関わらず**、対価還元の当事者間の有効な**契約の効力は妨げられない**
⇒ **法律による担保**（許諾が必要な範囲の明確化等）
⇒ **技術による担保**（自動収集プログラムによる収集拒絶等）　法　技術

4．その他個別課題

(1)労力・作風の保護

● **労力・作風それ自体は、著作権法による保護の対象外**
- ただし、学習データの著作物の創作的表現を出力させる目的があると評価される場合は、著作物の利用について許諾必要（著作権法30条の4関係）

● **限定提供データ**等は**不競法で保護**

● **一般不法行為責任の成否は議論あり**

(2)声の保護

● **パブリシティ権**での保護の可能性

● **知的財産法による保護は、限定的**（著作隣接権、商標権、不競法）

● **なりすましにつき、詐欺罪等の対象**

(3)学習用データセットとしてのデジタルアーカイブ整備

● まずは**パブリックドメインのデータや公的機関が著作権を有するデータ、権利処理済みデータ**を中心に検討

(4)ディープフェイク

● 著作権等の侵害（ただし、多くの場合、**本来の知財法の保護法益と異なる**ことに留意）

● **肖像権・パブリシティ権**（裁判上の権利）の保護の可能性
- **肖像権**：社会生活上受忍の限度を超えるかを総合的に判断
- **パブリシティ権**：専ら肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするといえるか否かで判断

● 他にも、**名誉毀損罪**

生成AIと知的財産権の望ましい関係の在り方

法・技術・契約の各手段は相互補完関係

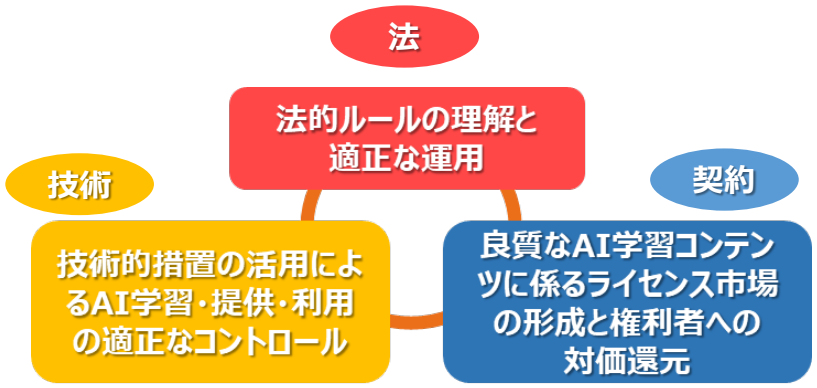

AIガバナンスの議論との連動

生成AIに対する懸念は、必ずしも知財法が保護対象として明記していないものの利用・生成に関する懸念（労力・作風等）等も、複合的に関わる

懸念等への対応策は、安全性、公平性、透明性といった**AIガバナンス**の取組の中で、**生成AIに関わる幅広い関係者**が、**法・技術・契約の各手段を適切に組み合わせながら連携して取り組む**ことが必要

AI技術の進歩と知的財産権の適切な保護が両立するエコシステムの実現

コンテンツ創作者にとって信頼できる開発者の下に良質なデータが多数集積し、高度な生成AIが開発・提供されることで、新たな創作活動につながる好循環

【取組例】

AI開発者	AI提供者	AI利用者（業務利用者）	権利者	業務外利用者（一般利用者）
● **良質なデータを用いた学習**（⇒ 可能な場合において、機械学習用データのライセンス市場を通じたデータ収集と対価還元） ● **知財侵害物の出力を防止する技術的措置**の採用		● **信頼できる生成AIサービスか否かの確認** ● **AI提供者が意図した範囲内で適正利用**	● **知財・AIの基礎理解とデータの適正管理** ● **必要に応じ、相談窓口の活用**	● **生成物の個人的・家庭内での使用**

検討課題Ⅱ（AI技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方）

1．AIを利用した発明の取扱いの在り方

発明者 ＝ 発明の技術的特徴部分の具体化に**創作的に関与**した者

- 現時点では、AI自身が自律的に創作活動を行う段階であるかは定かではなく、**AIを自然人が利用した発明創作活動が一般的**
- この場合、特許法の運用においては、AIを利用した自然人について、**従来の発明者認定の考え方（発明の特徴的部分に関与した度合いに応じて発明者を認定する考え方）**が適用できると考えられる

2．AIの利活用拡大を見据えた進歩性等の特許審査上の課題

進歩性の判断＝ 先行技術に基づき、技術常識や技術水準を総合的に考慮して当業者が請求項に係る発明を容易に想到できたことの論理付けができるか否かを検討

- AI技術の存在を踏まえつつ、**これまでの運用に従い**、幅広い分野でのAIの活用について**技術常識や技術水準を的確に把握した上でそれを考慮**することにより、適切な進歩性の判断を行うことができると考えられる

今後も、AI技術の進展や、今後の国際動向等を踏まえながら、
必要に応じて、特許庁は関係省庁とも連携の上、適切な発明の保護の在り方の検討が必要

また、特許審査プロセスにおける AIの積極的な活用による審査の効率化や質の向上に加え、
発明等の創造・保護・活用の各過程における AI技術の活用（例えば、特許性の検討等の出願や権利化をサポートする AIサービスの開発・利用等）を通じたイノベーションの創出についても、
AI技術の進展の状況を踏まえて検討が必要である（なお、意匠についても同様である）